

袖ヶ浦市告示第 8 3 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 1 条の 2 の 3 第 2 項及び袖ヶ浦市財務規則第 5 5 条第 2 項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定したので告示する。

令和 5 年 4 月 1 日

袖ヶ浦市長 粕谷 智浩

1. 指定納付受託者の住所及び名称

- (1) 東京都港区海岸一丁目 7 番 1 号  
東京ポートシティ竹芝オフィスタワー  
S B ペイメントサービス株式会社
- (2) 東京都千代田区紀尾井町 1 番 3 号  
P a y P a y 株式会社
- (3) 東京都渋谷区渋谷二丁目 2 4 番 1 2 号  
株式会社トラストバンク
- (4) 千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目 6 番地 1  
ちばぎんジェーシービーカード株式会社
- (5) 千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目 6 番地 1  
ちばぎんディーシーカード株式会社
- (6) 東京都世田谷区玉川一丁目 1 4 番 1 号 楽天クリームゾンハウス  
楽天グループ株式会社

2. 納付させる歳入

袖ヶ浦市ふるさと納税に係る寄附金

3. 納付させる期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日まで